

景観評価リスト

事業 所管課	東部総合事務所県土整備局 道路都市課	事業担当 氏 名	土木技師 伊藤 寛栄
-----------	-----------------------	-------------	------------

1 事業概要

事業名	街路宮下十六本松線 地域活力基盤創造交付金事業
事業箇所	鳥取市千代町～秋里 ☐ 景観形成重点区域内() ☐ 自然公園区域() ☐ 景観計画区域 ☒ 他の景観行政団体の区域(鳥取市景観計画区域内)
事業の種類	遮音壁及び目隠しフェンスの設置
事業期間	H21～H22年度
事業の規模	遮音壁設置 設置高さH=1.5m 計画延長L=1,700m 目隠しフェンス設置 設置高さH=1.5m 計画延長L= 500m
事業目的	遮音壁を設置し、街路宮下十六本松線(通称鳥取環状道路)の全線供用に伴い発生している交通騒音を緩和する。 周辺道路から鳥取環状道路へ合流するランプ部に目隠しフェンスを設置し、周辺家屋のプライバシーを保護する。

2 周辺の景観特性等に関する状況

(1) 施工区域周辺の景観特性、景観資源及び景観形成の基本的方向(～のいずれかを選択して記入)
—整備する施設が支店場となる場合
—整備する施設が主対象になる場合
整備する施設が主対象に何らかの影響を与える場合
【周辺景観特性】 事業区間周辺は、西側は一級河川千代川、東側は主に住家として利用されている。
【景観形成の基本的方向】 遮音壁及び目隠しフェンスについて、東側の住家側からの圧迫感が最小限度となるよう高さ及び色彩に配慮する。
(2) 特に配慮する事項

3 景観特性等に配慮して定める具体的対応

項目	公共事業景観形成指針に定める共通要素基準(基本事項)	具体的対応
位置・規模	☐ 景観形成上重要な山地、海岸、河川、湖沼、歴史的な遺産、街並み等に対する主要な展望地及び公共交通施設(以下「展望地等」という。)並びに周辺からの眺望を妨げない位置とする。 ☐ 道路、公園等の公共の場所(以下「道路等」という。)に敷地が接する場合には、その境界線からできる限り後退した位置とする。 ☐ 尾根の近くにおいては、稜線を乱さないよう、できる限り低い位置で、かつ高さを抑える。	

	事業区域内及びその周辺に良好な景観を形成している樹木、樹林、建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）がある場合には、その現状をできる限り変えない位置とする。 周辺の景観にできる限り影響を与えない規模とする。	設置する高さは必要最小限のものとする。																			
形態・意匠	周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とする。 壁面設備、屋上設備等は、露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には、建築物等本体及び周辺の景観と調和した形態及び意匠とする。 ランドマーク的な施設など、施設の存在感を強調させる形態・意匠を計画する場合は、その規模に関わらず、景観評価の手順によらなければならない（大規模な修繕を含む）。																				
色彩	周辺の景観と調和した色彩とする。 異なった色彩を使用する場合は、その数を最小限とする。 外観のベースカラーは、次のとおりとする。ただし、歴史的又は文化的な事由により、当該色相以外の色彩の使用が社会通念上認められている場合及び道路付属物等について安全上視認性確保が必要な場合は、この限りでない。 <table><tr><th rowspan="2">有彩色の色相</th><th colspan="3">彩 度</th></tr><tr><th>景観形成重点区域</th><th>自然公園の区域</th><th>その他の区域</th></tr><tr><td>0.1R～10R</td><td>2以下</td><td>2以下</td><td>4以下</td></tr><tr><td>0.1YR～5Y</td><td>4以下</td><td>4以下</td><td>6以下</td></tr><tr><td>上記以外の色相</td><td>2以下</td><td>2以下</td><td>2以下</td></tr></table> 送電又は送信のための鉄塔（以下「送電塔等」という。）については、展望地等からこれを眺望したときの背景が空となる場合にあっては明度6以上8以下の無彩色とし、それ以外の場合にあっては明度4以上5以下の無彩色とすること。ただし、他の法令の規定により、それら以外の色によることとされる場合は、この限りでない。 ランドマーク的な施設など、基準値を超える色彩の使用を計画している場合は、その規模に関わらず、景観評価の手順によらなければならない（大規模な修繕を含む）。 色彩に関する事項については、日本工業規格のZ8721（色の表示方法—三属性による表示）による。 ベースカラーとは、建築物等本体の屋根又は外壁（着色されていない木材、土壁、漆喰、ガラス等の部分は除く。）のそれぞれについて過半を占める色相をいい、複数の等分する場合は、そのすべてをベースカラーとして取り扱う。	有彩色の色相	彩 度			景観形成重点区域	自然公園の区域	その他の区域	0.1R～10R	2以下	2以下	4以下	0.1YR～5Y	4以下	4以下	6以下	上記以外の色相	2以下	2以下	2以下	道路付属物である標識やガードパイプについては、景観に配慮し茶色としているが、今回設置する遮音壁の外装板及び目隠しフェンスについては、周辺家屋からの圧迫感を軽減するためにグレーベージュ（マンセル値10YR6/1）程度の色彩とする。 ただし、本線側（西面）については、遮音壁の吸音効果が得られなくなるため、外装板の設置ができないことから、無塗装のアルミ色とする。
有彩色の色相	彩 度																				
	景観形成重点区域	自然公園の区域	その他の区域																		
0.1R～10R	2以下	2以下	4以下																		
0.1YR～5Y	4以下	4以下	6以下																		
上記以外の色相	2以下	2以下	2以下																		

4 特記事項 【具体的対応について】

備考 景観チェックリストを作成する際、本書に記載した内容を変更する場合、該当部分に変更の内容及び理由を明記し、景観チェックリストに添付すること。